**空き家バンク制度登録の流れについて**

ステップ１

登録用紙による「空き家バンク」登録をお願いします。

登録条件

□空き家・空き地の所有者であること。(相続及びその他所有者の以外の権利の設定がある場合は、

関係者の承諾が得ている物件であること。共有名義の場合は、各名義者の承諾が得ている物件

であること)

□土地の地目が宅地であること。

□近隣の土地との境界が分かっている物件であること。

□借地の場合は、地主の了解を得ていること。

□売買及び賃貸を生業としない個人の所有物件であること。

**＊自治会からの紹介により本制度を知り、登録された場合は併せて「空き家バンク紹介自治会報**

**告書」をご提出ください。**

ステップ２

役場職員（定住コーディネーター）が空き家物件の現地調査に伺います。

ステップ３

現地調査により物件の状況を判断し、利用可能な場合は登録いたします。

インターネットによる広報や、空き家利用登録者へ情報提供を行うため、物件の写真を撮影します。

ステップ４

空き家利用希望者から物件見学などの連絡がありましたら、所有者に連絡し、見学日の日程調整を行います。（可能な限り所有者又は管理されている方に立会をして頂きます）

**―交渉についてー　直接型・間接型**

ステップ５

交渉については、宅建業法により、役場は仲介に入ることができません。当事者間又は宅建業者の仲介により交渉を行って頂きます。奥出雲町では、当事者間の交渉を「直接型」、宅建業者の仲介

による交渉を「間接型」と定めており、間接型については島根県宅建業協会から宅建業者を紹介することもできます。

【間接型がお勧めです】

売買契約のやり方が分からない・売買金額の目安が知りたい・近隣との境界についてなど様々な疑問がある場合は、契約をスムーズに行うため「間接型」をお勧めしております。なお、双方に売買金額に応じた仲介手数料が必要になります。

【問い合せ先】

奥出雲町まち・ひと・しごとセンター　奥サポ　　TEL　0854-54-0022　FAX　0854-54-0032

奥出雲町役場　地域振興課　TEL　0854-54-2524　FAX　0854-54-0052

奥出雲町定住支援サイト「DEEP TOWN OKUIZUMO」

検索　　　　　　　　　　　https://deep-town-okuizumo.jp/

奥出雲　ディープ